

資料－1 景観法の概要

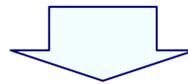
都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制、景観整備機構による支援等を行う(平成16年12月17日部分施行、平成17年6月1日全面施行)。

基本理念 国民・事業者・行政の責務の明確化

市町村(*)による景観計画の作成

(*)広域的な場合は都道府県

・住民やNPO法人による提案が可能。



景観計画の区域 (都市計画区域外でも指定可能。)

- ・建築物の建築等に対する届出・勧告を基本とするゆるやかな規制誘導
- ・一定の場合は変更命令が可能
- ・「景観上重要な公共施設」の整備や「電線共同溝法」の特例
- ・農地の形質変更等の規制、耕作放棄地対策の強化、森林施業の促進

景観協議会

行政と住民等が協働して取り組む場



[オープンカフェの取組例]

ソフト面の支援

景観協定

住民合意によるきめ細やかな景観に関するルールづくり

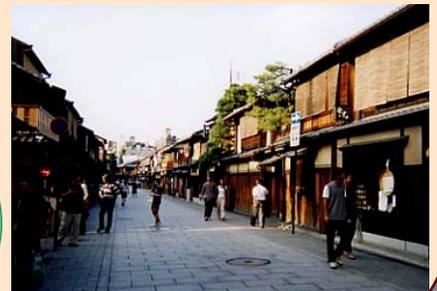
[商店街での取組イメージ]



景 観 地 区

(都市計画)

- ・より積極的に景観形成を図る地区について指定
- ・建築物や工作物のデザイン、色彩についての初めての規制
- ・廃棄物の堆積や土地の形質変更等についての行為規制も可能



[まちなみイメージ]

景観整備機構

NPO法人やまちづくり公社などを指定。

景観重要建造物の管理、土地の取得等を行う。



[ポケットパーク等の整備イメージ]

景観重要建造物

景観上重要な建築物・工作物・樹木を指定して積極的に保全

[イメージ]



規制緩和措置の活用

屋外広告物法との連携

基本理念

- 良好な景観は、現在及び将来における国民共通の資産
- 景観形成には、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和が不可欠
- 景観形成は、地域の個性を伸ばすよう多様な形成を図るべき
- 景観形成には、観光や地域の活性化への配慮が必要
- 景観形成は、住民、事業者、行政の協働によりすすめるべき
- 景観形成は、現にあるものの保全のみならず、創出を含む

責務

住民

自ら良好な景観の形成に積極的な役割を果たす
国又は地方公共団体の施策への協力

地方公共団体

良好な景観の形成に関し、
区域の自然的社会的諸条件に応じた
施策の策定及び実施

事業者

事業活動に関し、良好な景観の形成に
自ら努める
国又は地方公共団体の施策への協力

国

良好な景観の形成に関する総合的な施策の
策定及び実施
普及啓発活動等を通じて、国民の理解を深める